

平成30年4月24日付けのご質問への回答

平成30年4月25日

厚生労働省医政局医療経営支援課

【ご質問の内容】

東京都のような運用が他の都道府県でも支障なく行えることを通知において明文化（※）した上で、その結果特例措置が不要と判断される場合には廃止を検討することは可能か。

※通知の改正案

現行	改正案
第一 医療法人制度に関する事項 5 医療法人の理事長 (4) (3)に掲げる要件に該当する以外の医療法人については、候補者の経歴、理事会構成(医師又は歯科医師の占める割合が一定以上であることや、親族関係など特殊の関係のある者の占める割合が一定以下であること。)等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる場合には、都道府県知事の認可が行われるものであること。 この場合、認可の可否に関する審査に際しては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴くこと。	第一 医療法人制度に関する事項 5 医療法人の理事長 (4) (3)に掲げる要件に該当する以外の医療法人については、候補者の経歴、理事会構成(医師又は歯科医師の占める割合が一定以上であることや、親族関係など特殊の関係のある者の占める割合が一定以下であること。)等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる場合には、都道府県知事の認可が行われるものであること。 この場合、認可の可否に関する審査に際しては、あらかじめ <u>個別的に又は包括的に</u> 都道府県医療審議会の意見を聴くこと。

【回答】

- 東京都の運用については、現行の「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について（昭和61年6月26日健政発第410号厚生省健康政策局長通知）」において示している、非医師理事長の認可要件に係る技術的助言の解釈の範囲内であり、通知改正を行う事情の変更等もなく、改正を行う理由はないと考えている。
- なお、国家戦略特別区域法第14条の2の規定による特例措置は、前回WGでお示ししたとおり、医療法に基づく医療法人の理事長要件から一定の緩和がされている。平成27年9月1日の当該特例措置施行以降、特例措置の意義を減ずるような社会情勢の変化等は承知しておらず、「特例措置が不要と判断される」ものではないため、存続させるべきものと考えている。

以上